

区役所の閉庁時に証明書を請求されるみなさんへ

戸籍全部（個人）事項証明書、住民票の写し等については、適正な利用がなされない場合、基本的人権が侵害されたり、あるいはプライバシーが侵害されるおそれがあります。

大阪市では、憲法で保障されている基本的人権を擁護するとともに、プライバシーを保護し、差別を許さない立場から、戸籍等の適正な利用を図るため、その使用目的と提出先を具体的にお聞きするとともに、「結婚」、「縁談」、「就職」などで、その使用目的が差別につながる身元調査など不当な目的によることが明らかなときは、請求に応じない取扱いをしています。

また、夜間・休日に請求される場合は、後日、郵便にて交付することとしていますが、戸籍全部（個人）事項証明書等を請求される場合は本人または本人と同一戸籍内に登録されている親族、住民票の写し及び住民票記載事項証明については本人または本人と同一世帯に属する方、住民票の除票の写しについては本人に限る取扱いをしております。

さらに、住民票の写し、住民票の除票の写しについては、特別な請求がない限り、「世帯主との続柄等」、「戸籍の表示」、「同一区内における住所の履歴」、「住民票コード」、「個人番号（マイナンバー）」についても、それぞれ省略した写しを交付することとしており、特別の請求があっても、その必要性が認められない場合は、それぞれ省略した写しを交付することとしております。また、住民票記載事項証明書については、本市の帳票を使用する場合に限る取扱いとしています。

なお、使用目的によっては、詳しい内容をお聞きする必要がある場合や、請求書の記載内容に不備がある場合には、改めて照会を行うこととしております。

各種証明書の適正な利用について、みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

大阪市 区長